

平成 25 年 2 月 20 日
建築・都市整備・道路委員会資料
都 市 整 備 局

**横浜国際港都建設事業瀬谷駅北地区土地区画整理事業の経過について
(市第 172 号議案関連)**

横浜国際港都建設事業瀬谷駅北地区土地区画整理事業は、相模鉄道本線瀬谷駅北口地区において、都市計画道路や駅前交通広場など公共施設の整備改善、地区内住環境の向上及び土地利用の増進を目的として、本市が施行した土地区画整理事業です。

施行条例は、この事業を本市が施行するにあたり、定めるべき施行規程を土地区画整理法の第52条及び第53条の規定に基づき、昭和63年に制定しました。
【根拠法令：裏面参照】

事業の概要と経過

施行者	横浜市 (根拠法令：土地区画整理法第 3 条第 4 項)		
施行地区・面積	瀬谷区中央、相沢一丁目、本郷三丁目の各一部 約8.9ha		
施行期間	昭和63年度～平成16年度 (清算期間 5 年を含む)		
事業費	約82億円		
事業経過	事業計画決定	昭和63年10月	
	換地処分	平成12年3月	
	施行期間終了	平成17年3月	
	清算事務終了	平成24年10月	



【土地区画整理事業（抜粋）】

（土地区画整理事業の施行）

第三条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。（以下略）

- 2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。
- 3 宅地について所有権又は借地権を有する者を株主とする株式会社で次に掲げる要件のすべてに該当するものは、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。（以下略）
- 4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。
- 5 （略）<国の直接施行等の規定>

（施行規程及び事業計画の決定）

第五十二条 都道府県又は市町村は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあっては国土交通大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 （略）<1項による認可に関する準用規定>

（施行規程）

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

- 2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 土地区画整理事業の名称
 - 二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
 - 三 土地区画整理事業の範囲
 - 四 事務所の所在地
 - 五 費用の分担に関する事項
 - 六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項
 - 七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）
 - 八 その他政令で定める事項